

津島市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う場合に、予算の範囲内において津島市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定め、本市の耐震化施策を推進し、もって地震による人的被害等の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック、レンガ、石等の組積造の塀をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) ブロック塀等の所有者であること。なお、共有物件にあっては、所有者全員の同意が得られていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象となるブロック塀等)

第4条 補助の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等とする。

- (1) 「津島市地域防災計画－資料編－」の「津島市避難所一覧表」に掲げる避難所（民間協力一時避難場所及び福祉避難所を除く。）又は市内における住宅や事業所等から避難所に至る道路に面し、その境界から 2 m 以内に設置され、倒壊等

のおそれのあるものであること。

- (2) 道路からの高さが 1 メートル以上のブロック塀等であること。
- (3) 国及び地方公共団体が所有するものでないこと。
- (4) 建築物の新築又は改築等に伴う撤去でないこと。
- (5) 関係法令等に違反したものでないこと。
- (6) 第 9 条に規定する交付決定後に撤去されるものであること。

(補助にあたっての条件)

第 5 条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象となるブロック塀等の全部を撤去すること。ただし、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路に面するブロック塀等以外にあっては、高さ 1 メートル未満の部分において、安全性が確保できる場合に限り、その部分を残すことを妨げない。
- (2) ブロック塀等の撤去後、道路又は公共の用に供する土地との境界から 2 m 以内に新たにブロック塀等を設置しないこと。ただし、高さ 1 メートル未満のものについてはこの限りでない。
- (3) 建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路に面するブロック塀等の撤去にあっては、撤去後に同項に基づく道路の境界線を越えて工作物、垣、柵及び花壇等を設置しないこと。

(補助の対象事業)

第 6 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う、補助対象となるブロック塀等の撤去とする。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の対象費用は、ブロック塀等の撤去工事に要する費用（諸経費含む）に 2 / 3 を乗じて得た額と撤去したブロック塀等の壁面 1 平方メートル当たり 1 万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

2 補助金の額は、前項に規定する額（千円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額。）又は 10 万円のいずれか少ない額とする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に「ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）」に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 工事の内容を表した図面
- (3) 工事に要する費用の見積書
- (4) 市税の完納証明書
- (5) 第5条に規定する補助の条件を遵守することを誓約する書類（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書は、申請年度の10月31日（当日が閉庁日のときは直後の開庁日）までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、「ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第3号）」により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助事業の変更)

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に工事の内容を変更しようとするときは、工事の変更に着手する前に「ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書（様式第4号）」に変更内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、「ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書（様式第5号）」により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 申請者は、工事を中止しようとするときは、速やかに「ブロック塀等撤去

費補助事業中止届（様式第6号）」により市長に届け出なければならない。

（完了実績報告）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、工事完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日（当日が閉庁日のときは直後の開庁日）のいずれか早い期日までに、「ブロック塀等撤去実績報告書（様式第7号）」に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- （1）工事に係る契約書の写し
- （2）工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る）
- （3）工事着手前及び工事完了後の写真
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する完了実績報告により適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「ブロック塀等撤去費補助金確定通知書（様式第8号）」により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条に規定する通知を受けた者は、確定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、「ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第9号）」により市長に補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、申請書に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他関係法令又はこの要綱に

違反したとき。

(3) 第12条に規定する期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。